

都市計画法に基づく都市計画の提案及び判断等について ～ 白樺地区 ～

1 都市計画の提案内容

(1) 都市計画の種類等

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更

(2) 提案理由

- ・ 提案区域は中高層住宅の建設を想定したエリアであり、過去には寄宿舍が立地していたが、取壊し後、未利用の状態が続いている。
- ・ 提案区域を含む泉沢向陽台地域の住民により、生活利便施設の誘致について要望されている。
- ・ 提案区域において立地が制限されている規模の生活利便施設について、立地を可能とすることにより、泉沢向陽台地域の生活利便性の確保に努めることが望ましい。

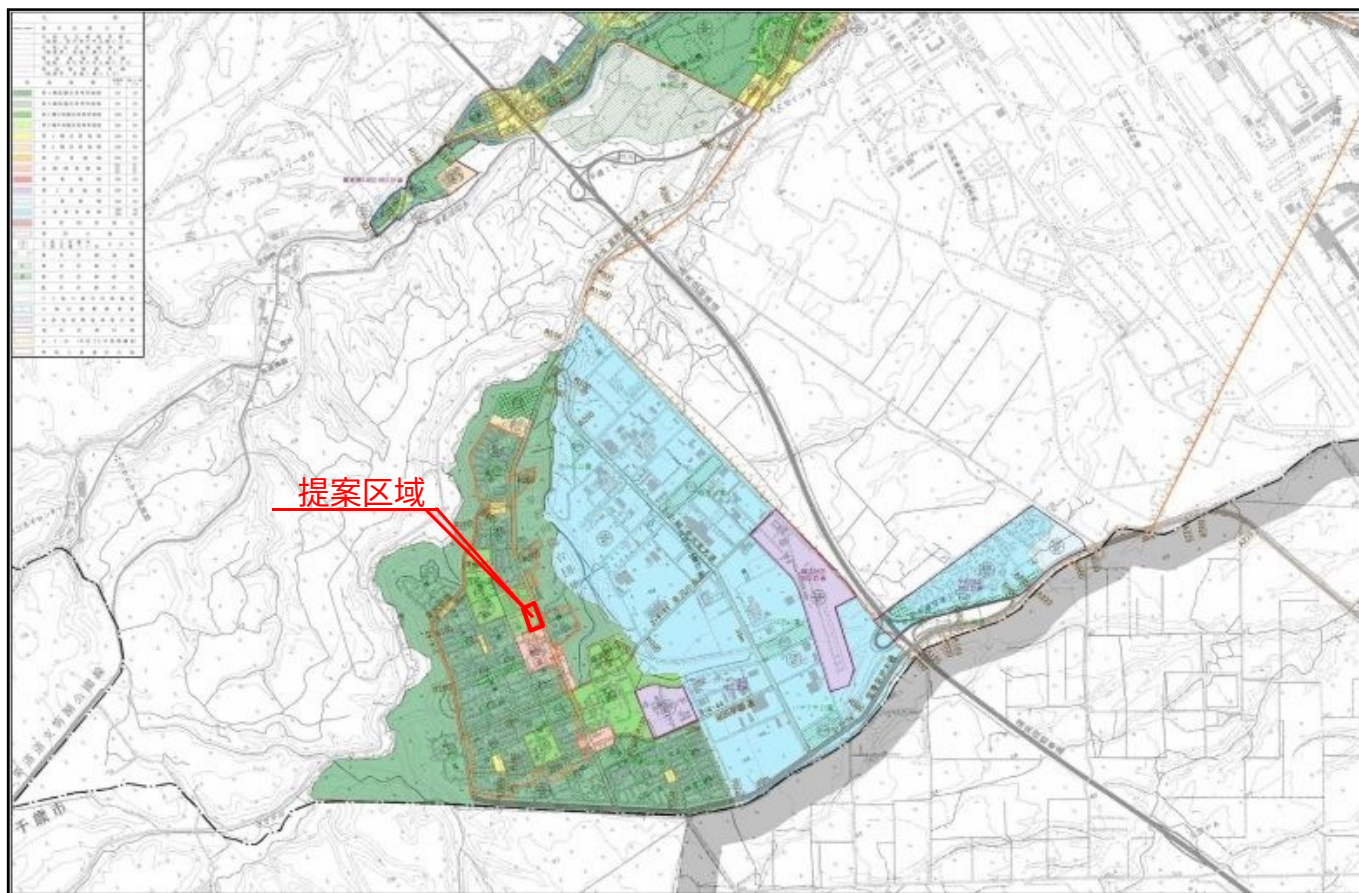
(3) 提案の位置、区域、面積

位置：千歳市白樺2丁目1-4, -10, -11, -13, -14

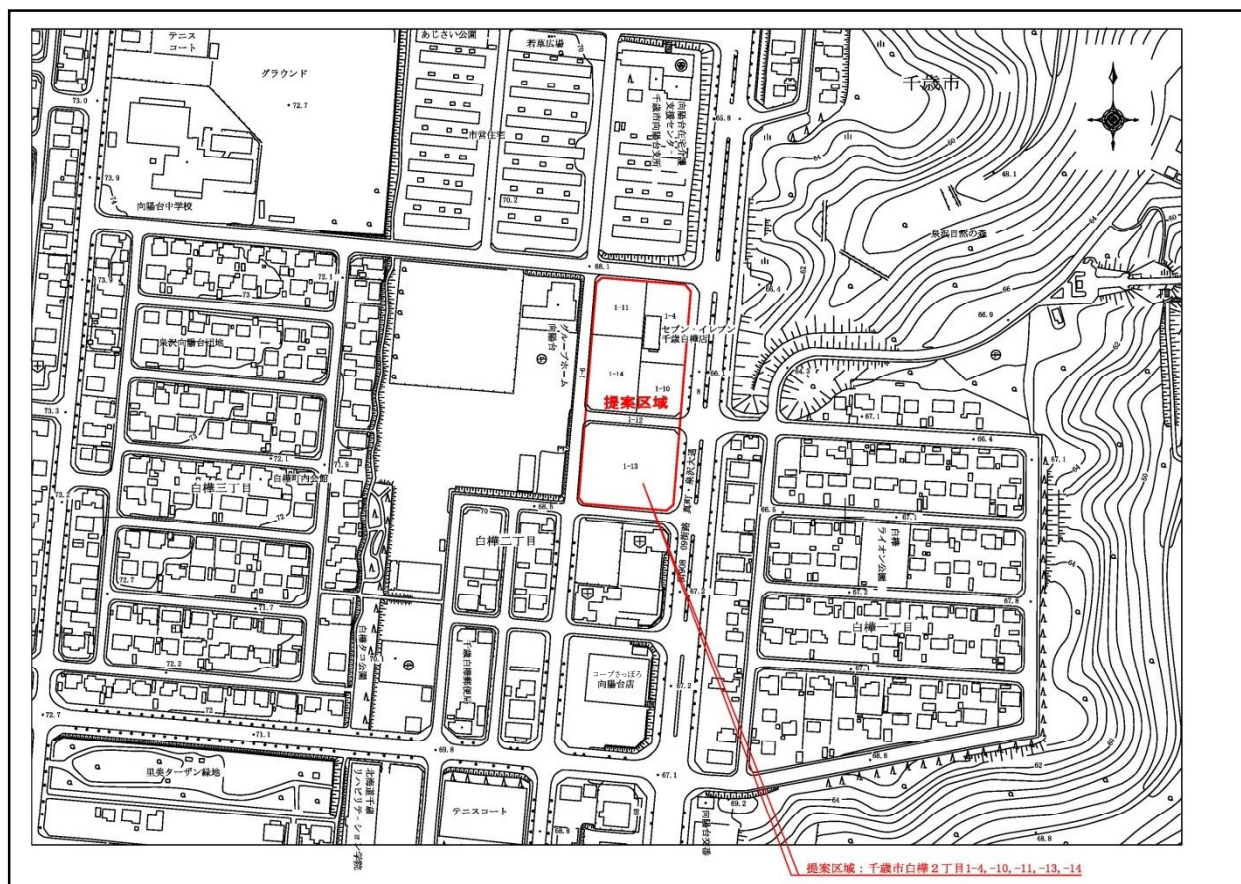
区域：次ページの箇所図のとおり

面積：9,153.00㎡

(位置図)



(箇所図)



2 千歳市の判断、理由

(1) 判断および理由

本提案について、つぎの理由により、都市計画の変更が必要と判断し、提案を踏まえた都市計画の変更を決定しました。

(理由)

本提案内容及び理由は、「周辺住民のニーズに対応した日常生活に必要な生活利便施設の誘導に努める」としている、「千歳市第2期都市計画マスタープラン」の土地利用方針に適合するため。

(2) 変更した都市計画の内容

第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域に変更

(用途地域図)

